

2020年7月17日

お客さま 各位

静岡県労働金庫

利用規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

下記のとおり定型約款に該当する利用規定を変更いたしますので、お知らせいたします。
なお、変更後の新规定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

※変更後の利用規定については、2020年9月1日以降、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■ 変更対象の規定

以下の変更を行います。

① ろうきんデータ伝送サービス利用規定

改正後	改正前
1. データ伝送の内容 この規定で定めるデータ伝送サービス（以下「本サービス」という）とは、当金庫に対して所定の申込手続きを完了したお客様（以下「利用者」という）と当金庫が、当金庫との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービスをいいます。	1. データ伝送の内容 この規定で定めるデータ伝送サービス（以下「本サービス」という）とは、当金庫に対して所定の申込手続きを完了したお客様（以下「利用者」という）と当金庫が、当金庫との取引に関するデータを日本電信電話（株）の通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

②ろうきんANSERサービス利用規定

改正後	改正前
<p>1. ろうきんANSERサービスの内容 この規定でいう〈ろうきんANSERサービス〉（以下「本サービス」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込み手続きを完了した方（以下「利用者」といいます）と当金庫が、当金庫との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービスをいいます。</p>	<p>1. ろうきんANSERサービスの内容 この規定でいう〈ろうきんANSERサービス〉（以下「本サービス」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込み手続きを完了した方（以下「利用者」といいます）と当金庫が、当金庫との取引に関するデータを<u>日本電信電話㈱</u>の通信回線を通じて授受するサービスをいいます。</p>

■適用開始日

2020年9月1日（火）

以 上